

日本における女性の権利侵害に関する主要な懸念事項

2008年2月8日 アジア女性資料センター

はじめに

1. アジア女性資料センター (AJWRC) は、日本及びアジアにおける女性の人権を擁護する非営利の NGO である。AJWRC は、平和と安全保障、ジェンダーと開発、性と生殖における女性の自律、女性のエンパワーメントといった分野に焦点をあてて、情報共有・ネットワークング、ジェンダー教育・トレーニング、アドボカシー・キャンペーン活動の3つのプログラムを実施している。当団体は2000年に国連経済社会理事会 (ECOSOC) 協議資格を取得した。
2. このレポートは、普遍的定期審査 (UPR) に向け、日本における最も深刻な女性の人権侵害について情報提供を行う目的で作成された。日本政府は過去数年間にわたって、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、人身売買を含む女性に対する暴力についてより効果的に取り組むためにいくつかの対策を導入してきた。しかし、労働、社会福祉、安全保障および国際移動の分野における重大な問題への取り組みは遅れている。このため最も周延的な立場にある女性たちが暴力にさらされており、また日本政府がとってきた対策の効果も制限されてしまっている。ページが制約されているので、以下では、(1)労働市場におけるジェンダー不平等と女性の貧困化 (2)軍性奴隷制被害者の救済 (3)軍事基地周辺における性暴力 (4)移住女性に対する暴力という4つの主要な問題に絞って報告する。

A. 労働市場におけるジェンダー不平等と女性の貧困化

非正規労働者の労働権の侵害

3. 労働基準法および男女雇用機会均等法で性差別が禁止されているにもかかわらず、経済組織において管理職の地位にある女性は全体の10%に過ぎず、女性の平均収入は男性の51.3%である。これは、女性の労働市場参加率が低いせいではなく、労働力の非正規化に起因しており、女性と若者は最も深刻な影響を受けている。過去10年間に非正規労働者が全体の労働力に占める割合は19%から30%に増加し、その時給は正規労働者の40%に減少した。正規労働者のうち女性が占める割合は30%なのに対して、非正規労働者のうちに占める割合は70%である。ここ数年の労働基準の規制緩和によって競争がますます強化され、労働時間が延長された結果、後者の多くは、パート労働者として働くことを余儀なくされている。このため、育児・介護の主要な担い手である女性は有償労働と家庭責任のバランスをとることがさらに難しくなっている。
4. 非正規労働者は、正規労働者にくらべて賃金が著しく低いだけではない。彼らは正規労働者と同様に長く働き、同様に重い責任を負っているにも関わらず、有給休暇や家族手当のようなメリットからは排除されている。さらに、これらの不安定な労働者のうちの多くは、労働契約のうちきりや正規労働者への昇進のチャンスの喪失といった脅威にさらされ、セクシュアル・ハラスメントや権力

濫用の被害を受けやすい。労働契約は雇用期間の終了に際して更新されずに打ち切られることが多い。妊娠を雇用者に告知した女性は特にこのような目にあいやすい。

5. これらの雇用慣行の多くは、既存の労働基準に違反している。また、ILO、CEDAW（女性差別撤廃委員会）、OECD を含む国際機関は、広がる収入格差について懸念を示し、日本政府の対応を求めている。これに対し日本政府は、むしろ労働基準のさらなる自由化を提案しているが、一方で、労働基準監視メカニズムがあまりに脆弱で、多くの権利侵害を摘発できない状態は放置している。
6. 2007年5月に国会審議を通過した改正パートタイム労働法は、パート労働者に対する平等な待遇を保障するものとされている。しかし、改正パートタイム労働法のもとでは、パート労働者がフルタイム労働者と同様の待遇を受けられるためには、(1)業務内容および責任の程度が、同じ職場で働く正規労働者と同様であること(2)雇用契約に期限が設けられていないこと(3)業務内容や配置転換、国内外への転勤がフルタイム労働者と同様であること、という三つの条件が必要とされている。このような制限された条件は、120万人を超えるパート労働者の現実に対処しているとはいえない。厚生労働省も、改正法の恩恵を受ける者は、全パート労働者のせいぜい4%から5%であることを認めている。

シングルマザーの貧困化

7. こうした労働の二重基準により、相対的貧困が働く世代の間で急速に広がっている。特に、シングルマザーの貧困率は非常に高く、彼女たちの平均収入は子のある夫婦の30%にとどまっている。
8. 日本政府は、母子家庭の要求に応える効果的な対策を講じるどころか、これらの世帯の命綱でもある児童扶養手当への投資を抑制してきた。2002年に提出された母子支援対策大綱のもとで、手当を全額受給できるための最低収入レベルは、2,048,000円から1,300,000円まで引き下げられたうえ、元配偶者が支払う養育費のうち80%が母親の収入として計算される。大綱はさらに、受給期間を5年間に制限することを提案していたが、これは野党によって凍結された。だが政府は貧しい世帯に対する福祉手当のさらなる削減を計画している。
9. 手当を削減する一方で、政府は2003年の「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」をはじめ、就労意欲のない母親に対する一連の就労促進対策を導入した。しかし実際には、日本のシングルマザーの80%が就労しているにも関わらず、その半数が相対的貧困に陥っている。彼女たちの多くは子どもを養育するためにパート労働に従事せざるをえず、週35時間も労働しているにも関わらず、家族を支えるには不十分な収入しか得られていない。その結果、シングルマザーのなかには、生活のために2つから3つの仕事を抱えるものもいる。だが政府による一連の就労促進政策のもとでは、収入を得るためにより多く働くことは、手当の削減につながってしまうのである。

提言

10. 政府は立法と行政を通して平等な賃金と機会を保障するための効果的な対策を講じるべきである。
11. 政府は、労働時間の短縮、公共の育児支援とポジティブ・アクションをはじめとする対策を講じることによって、有償労働と家庭責任のバランスの確保を女性と男性の双方に対して保障するべきである。
12. 政府は必要な公共支援と働く母親たちの労働環境の改善を通して、貧しい母子家庭を支援する対策を強化するべきである。

B. 日本軍性奴隷制の被害者の救済

13. 第二次世界大戦中の日本軍性奴隷制（いわゆる「慰安婦」制度）は、アジア太平洋地域そして世界における未解決の人権問題のなかでも最も深刻なものの1つであり、今日の武力紛争および占領下における女性に対する暴力に関わる国際司法にも重要な意味をもっている。1990年代前半に被害者たちが公式の謝罪と賠償を要求し始めて以来、ILO、CEDAW その他の国連機関を含む国際機関が勧告を出している。また、近年ではアメリカ合衆国、カナダ、オランダ、EU 議会でも決議が採択され、被害者たちへの正義を訴える国際世論が高まっている。
14. しかし日本政府は、被害者に対する公正かつ十分な正義回復及び救済措置をとることを拒否し続けてきた。1993年の河野談話において「慰安婦」の徴集および性奴隷制運営における軍の関与を認め公式に謝罪したものの、1995年に設立された「女性のためのアジア平和国民基金」の活動を通して適切に処理済みであると説明している。しかしながら被害者たちの多くは、この「慈善金」の受け取りを拒否している。実際、基金のほとんどの活動は被害者に対する直接的な福利提供を目的とはしていなかった。基金は2007年3月に活動を停止している。
15. 日本政府はまた、性奴隷制問題に関する教育を怠り、この戦争犯罪を正当化する多くの試みに対して反論しようとしていない。この問題は1997年に中学校の教科書で初めて取り上げられたが、被害者を中傷し、戦争と植民地化、戦時下のレイプと性奴隷制を正当化する大規模なキャンペーンが政治家やメディアによって行われた。その結果、今日では出版社のほとんどがこの問題に言及することを避けており、8社のうちたった2社がわずかにこの問題に触れているだけである。
16. 生存者の高齢化が進み、その多くがすでに他界しているなかで、立法及び行政措置による是正を行なうことは急務となっている。野党は2000年以来、「戦時性的強制被害者問題の解決の促進に関する法律案」を繰り返し国会に提出しているが、十分な賛成を得るには至っていない。

提言

17. 日本政府は、国際諸機関の勧告に基づき、立法及び行政措置を通じて、「従軍慰安婦」の被害者たちに対する適切な救済措置をとるよう、早急に努力すべきである。
18. 日本政府は戦争犯罪を正当化したり国家責任を否定するいかなる議論に対しても反論すべきである。また、すべての学校課程においてこの問題について教育が行れるよう保障すべきである。

C. 軍事基地周辺における性的暴力

19. 日米安全保障条約に基づき、135の米軍施設、約37,000人の米軍兵士が駐留している。米軍基地の存在は、周辺のコミュニティに、騒音、車両事故、飛行機事故、環境悪化、性的暴力や殺人をはじめとする犯罪など、重大な被害を及ぼしている。特に、日本国土の0.6%の面積しかない沖縄には米軍基地の75%が集中しており、島民は過去60年もの間、人権侵害に苦しんできた。機知のために経済開発も阻まれ、それが失業と軍事産業への依存を生んでいる。周辺住民と自治体の反対にも関わらず、日本及び米国政府は、米兵による犯罪の防止、被害の最小化、加害者の起訴について必要な措置を講じてこなかった。

20. 軍事基地周辺に暮らす女性及び少女は、米兵によるレイプ、集団レイプ、誘拐や殺人の危険に常にさらされている。このことは「基地・軍隊を許さない行動する女たちの会」がまとめた記録からも明らかである。これらの記録は、性犯罪の発生率の高さだけでなく、加害者訴追の難しさをも示している。多くの場合、性犯罪は通報も起訴もされず、加害者は何ら責任を問われることなく米国に帰還している。公正な裁きを求めようとする被害者は、米軍に有利な条件を保障する日米地位協定の存在、人権保護よりも軍事協力を優先する日本政府の消極的態度、ジェンダー問題への配慮を欠く刑事司法システムのために、大きな困難に直面することになる。
21. 日米地位協定は、米兵に基地外への自由な移動を認めている一方、日本の関係当局は、日本で罪を犯した米兵の逮捕・審理について、限定的な権限しか与えられていない。たとえば日本の警察は起訴前に容疑者の米兵を拘束することを認められていないが、これは適切な犯罪捜査の重大な障害となる。レイプや殺人などの重大犯罪の場合は、起訴前の段階で容疑者身柄引き渡しの要求が認められることもある。しかし実際には、日米の関係当局は、性犯罪のもつ微妙な性質をよく考慮しながら加害者を訴追できるよう犯罪捜査協力を行うことができていない。
22. 最近では、2007年10月14日に米海兵隊岩国航空基地に駐留する4人の米兵が広島市の19歳の女性を集団レイプするという事件が起きた。泣いている被害者を駐車場に置き去りにした容疑者たちは、性行為は合意の上だったと後に主張した。広島県警は当初、容疑者の身柄引き渡しを要求しようとしていたが、結局はアメリカ当局の管理下で被疑者の捜査が続けられることになった。そして2007年11月、広島検察庁は明確な理由を提示しないまま容疑者に対する不起訴を決定した。
23. 加害者が不起訴とされた場合、公務外の米兵が関与した事件・事故の解決は、当事者間での話し合いにゆだねられる。なお公務中の米兵による事件・事故については日米両政府が賠償責任を負う。しかし日米地位協定で保護されている容疑者は告知することなく日本を離れることができるため、実際には被害者が十分な賠償を受けることは困難である。防衛省の資料が示しているように、このような状況下では、被害者の多くは救済を受けられず、また、少額の金銭によって沈黙を強いられる結果となる。

提言

24. 日本政府は、性暴力の防止、加害者の起訴、被害者保護のための適切な措置を講じ、米軍基地周辺における女性と少女の安全を確保すべきである。この目的のために、日本政府は、日米地位協定の見直しを視野に入れた適切な措置の実現に向けてアメリカ政府と協議しその協力をとりつけるべきである。
25. 防衛省および警察をはじめとする関係当局は、正義を得ようとする被害者支援のためにさらなる努力を行うべきである。

D. 移住女性に対する暴力

26. 日本政府は人身取引対策行動計画を策定し、外国人妻の保護を強化するためにDV防止法を改正した。しかし、入国管理の厳格化は、暴力被害者に対する支援が不足していることと相まって、移住女性、特に安定した在留資格を持たない女性たちを、制度的に暴力と搾取にさらされやすくしている。彼女たちは社会的・経済的困難に直面しているにもかかわらず、概して政府のジェンダー関連

政策からは見落とされ、公共サービスの利用も制限されている。それどころか彼女たちは、入国管理局や政策キャンペーンのターゲットにされることもしばしばである。

27. 日本は、商業的性的搾取を目的として人身売買される女性たちの主要な受入国の1つである。国際的な批判を受け、日本政府は2004年12月に「人身取引対策行動計画」を策定した。それとともに出入国管理及び難民認定法が改正され、人身売買の被害者に特別の在留特別許可を与える旨が定められた。また、各都道府県に設置された公的女性保護施設が被害者を一時的な保護のために受け入れること、さらに民間のシェルターにも一時的な保護を委託することが定められた。
28. しかし、ある女性が保護の必要な被害者であるかどうかを決定するのは警察または／及び入国管理局であり、人身売買の被害者認定のためのガイドラインあるいはシステムは依然として不透明である。例えば、女性は交番に保護を求めれば被害者として認められるかもしれないが、売春産業への捜査過程で発見されれば、たとえ被害者であっても逮捕される可能性がある。その結果、多くの被害女性が不法入国者として扱われ、救済措置もなく本国へ送還される。性産業に従事する移住女性は逮捕と本国送還を恐れるがゆえに顧客と使用者双方による搾取と暴力の絶好の標的となる。日本政府による措置は、たとえ被害者に保護の必要性を認めるにしても、被害者女性を身体的・精神的に回復させるには不十分であり、通訳、診療とカウンセリング、未払賃金や賠償金を請求するための法的支援といった総合的な支援を欠いている。また、国際的な連携の欠如も問題である。人身売買に従事する者を摘発し、本国へ送還された被害者を保護するための情報の共有や国際協調に向けた十分な努力がなされていない。
29. 邦人男性と結婚し、ジェンダーおよび民族差別に基づく暴力を受ける女性は少なくない。これらの女性たちの在留資格は、しばしば暴力的な配偶者との共同生活にかかっている。そのため、本国に送還されることを恐れて、援助を求めたり、DV被害を報告したり、離婚または別居の申し出をためう女性たちも多い。シェルターに女性が保護を求めたところ、夫が妻のビザの延長をしないよう入国管理局に働きかけた例もある。暴力的な夫から逃れても、ビザの延長に失敗したり拒否された女性たちは、入国管理法の違反者として扱われることが多い。

提言

30. 日本政府は、情報の共有、人身売買の首謀者の捜査と摘発、そして本国送還後の被害者たちの支援のために国際的な協調をはかるべく、さらに努力するべきである。通訳、診療とカウンセリング、未払賃金や賠償金を請求する訴訟の支援など、被害者女性が完全な回復をみるまでの保護を保障するため、支援措置を大規模に拡充していく必要がある。
31. 各省庁は、暴力の被害者が国籍や在留資格の有無に拘わらず、かつ、入国管理局に報告される危惧を抱くことなく、保護と支援を受けられるよう保障するべきである。
32. 移住女性が不安定な在留資格によって暴力と搾取にさらされていることを考慮して、日本政府は、邦人配偶者との婚姻関係の如何や日本国籍をもつ子どもの有無に拘わらず、移住女性の個々の生活状態や要求を配慮するかたちで彼女たちの在留を認めるべきである。